令和２年度（２０２０年度）熊本県産業技術センターホームページシステム

再構築等業務委託実施要領

１　背景・目的

　　現行の産業技術センターホームページは運用から１０年以上経過し、デザインやサイトの構成において最新性が薄れている。また、閲覧者の高度化・多様化するニーズへの対応及びウェブアクセシビリティやセキュリティレベル（常時暗号化）、サイト構成などシステム上の問題への対応が求められていると分析している。さらに、現行ホームページは情報更新について高度な専門知識を有することから情報発信の幅が限られている。

　　このような背景から、これらの問題を解決し、誰もが使いやすく見やすいホームページとなるようホームページを再構築する。

２　委託する業務

別添「令和２年度（２０２０年度）熊本県産業技術センターホームページシステム再構築等業務委託仕様書」のとおり。

３　公募型プロポーザルの参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（２）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第２項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第２項の規定による更正手続開始の申立をされた者。

ウ　国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。

（３）消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。

（４）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

（５）当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号。以下（「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

　（６）令和２年度（２０２０年度）熊本県入札参加資格を有する者であること

４　受託者の選定方法

（１）企画審査会（プレゼンテーション）

　　提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を行い、最も事業効果が高いと判断した提案者を受託者として選定する。内容は以下アからキのとおりとし、審査項目及び配点は（２）のとおりとする。

ア　日程

　　令和２年（２０２０年）１１月６日（金）

　　※企画提案者が多数の場合は、日程調整を行う可能性有り。

イ　場所

　　熊本県産業技術センター　大会議室

　　※日時、場所等の詳細については、別途通知する。

ウ　出席者

　　１提案者５名まで（担当者及び責任者は必ず出席すること）

エ　実施時間

　　１提案者３０分（プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分）

オ　内容

　　提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。ただし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

カ　順番

　　企画提案書を受け付けた順番とする。

キ　機器の準備

　　プロジェクター（映機工業株式会社EIP-WX5000）、スクリーンは本県で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。なお、プロジェクターへはD-SUB（VGA端子）により接続すること。

（２）審査基準

　　県は、下記の審査基準に基づき、厳正な審査を実施する。

　　なお、参加者が1者の場合は、企画提案内容を総合的に評価し、契約候補者としての適否を判断する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提案書  記載項目 | 審査項目 | 配点 | 審査事項 |
| (1)サイト設計 | 見やすさ・構成 | 40 | ・提案は、委託目的等を十分理解したものか  ・どこに何があるか直感的に把握できるか  ・利用者視点に立ち、情報の探しやすさ及びたどり着きやすさについて、有効な提案となっているか |
| スマートフォン、タブレット | 30 | ・スマートフォンやタブレットに最適化されるよう画面サイズや各種ブラウザへの対応を考慮する等、特徴・工夫は実用的か |
| (2)CMS・データベース | 機能 | 30 | ・機能要件（別紙１ CMS・データベース機能一覧）を満たした適切なものとなっているか |
| 作成・運用者の視点 | 20 | ・手順が分かりやすく、専門知識がない職員でも作業できるか  ・アクセシビリティを確保するために有効な提案か  ・記事の増大対応（過去記事の整理等）は有効な提案か |
| (3)セキュリティ | ― | 20 | ・外部からの脅威に、十分なセキュリティ対応がとられているか  ・データ漏洩などのセキュリティリスクにも対応しているか |
| (4)開発体制 ・実績 ・スケジュ ール | ― | 40 | ・業務遂行可能な体制、人員が確保されているか  ・職員の負担は最小限となっているか  ・作業時に問題が発生した際の対応やセキュリティ対策は万全か  ・事業を確実に遂行できる十分な体制・ノウハウを有しているか  ・仕様書に類似するシステムについて十分な納入実績があるか  ・企画内容に沿って、効果的・効率的な事業スケジュール（業務の流れ）が十分に検討されているか |
| (5)費用 | ― | 10 | ・作業に見合った費用となっているか  ・その他の経費は、事業計画の内容と関連性が明確であり、その数量・単価等の根拠は妥当か  ・次年度以降の費用は適切か |
| (6)追加 提案 | ― | 10 | ・県にとって有効な提案か  ・他社とは異なる特性・ノウハウ等を十分に活用するなど、企画内容に独自性・工夫があるか |
| 合計 |  | 200 |  |

（３）失格事項

ア　別紙１「CMS・データベース機能一覧」の要求要件の必須機能で、「実現不可」がある場合

イ　提案書に虚偽の記載があると認められる場合

（４）審査結果

　　審査結果は、審査後速やかに参加者あて通知する。なお、審査に係る質問や疑義は受け付けない。

５　事前説明会

　　次のとおり参加者向け説明会を実施する。本プロポーザルに参加を希望する場合は、必ず参加すること。

1. 日時　令和２年（２０２０年）１０月１６日（金）１３時３０分から
2. 場所　熊本県産業技術センター　大会議室
3. 説明会参加申込み方法

当該説明会への参加については、「公募型プロポーザルに係る事前説明会参加申込書」（様式1）を、令和２年（２０２０年）１０月１５日（木）  
１７時までにＦＡＸ又は電子メールにて提出すること

６　参加申込について

（１）提出物

　ア　公募型プロポーザル参加申込書（様式２）　１部

　イ　会社概要（様式３）　1部

　　　※パンフレット等会社概要の分かる資料を添付すること

（２）　提出期限

　　　令和２年（２０２０年）１０月２３日（金）１７時まで

　　　※持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること

（３）提出先

　　　本文書末記の提出先に提出すること

７　企画提案書の提出

（１）作成方法

　　「令和２年度（２０２０年度）熊本県産業技術センターホームページシステム再構築等業務に係る提案書作成要領」のとおり

（２）提出期限

令和２年（２０２０年）１１月４日（水）１７時まで

（３）提出先

本書末記の提出先に提出すること

８　予算額

　　６，９２４千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

　　提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示した額とは必ずしも一致しない。

９　契約保証金に関する事項

　　契約に当たっては、熊本県会計規則第７７条の規定により契約保証金を納付すること。

　　なお、納付された契約保証金は、契約上の義務を履行したときに還付する。

　　ただし、熊本県会計規則第７８条に該当する場合、契約保証金は免除する。

１０　関係書類

　　関係様式等は、熊本県産業技術センターホームページから入手すること。

　　ホームページアドレス　<http://www.iri.pref.kumamoto.jp/>

１１　その他

（１）手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

（２）一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。

（３）提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。なお、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。

（４）提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

（５）受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。

（６）提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成１２年熊本県条例第６５号）に基づき公開することがある。

（７）提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。

（８）本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、熊本県が広報上必要なものに利用することができるものとする。ただし、受託者が受託前から権利を有する知的財産権については、この限りではない。

（９）ホームページデータ（文書・画像等のデータおよび内容）に係る著作権法（昭和45 年法律第48 号）に規定する権利は、成果物の引渡しと同時に、県に帰属するものとする。

（10）次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

　　ア　関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。

　　イ　関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

　　ウ　関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

　　エ　その他、協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

（11）審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約を締結しない。（この場合、次順位の者と契約交渉を行うものとする。）

（12）審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

（13）参加者が１社のみであった場合でも、本公募型プロポーザルでの選定は実施する。なお、採点が６割に満たない場合は採用しない。

（14）問合せは質問票（様式４）を使用し、問い合わせフォームから送信すること。なお、応答の内容は、必要に応じ参加者全員に知らせる場合がある。

【提出先、お問合せ先】

〒862-0901　熊本市東区東町3-11-38

　　　　　　産業技術センター　技術交流企画室　　担当：渡辺

　電話：096-368-2101（代表）　FAX：096-369-1938

ホームページ：　<http://www.iri.pref.kumamoto.jp/>

　問い合わせフォーム：  
 <https://www.iri.pref.kumamoto.jp/request/form_hp.php>